

平成 21 年 6 月 19 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18720250
 研究課題名（和文） 日本統治期サハリンにおける樺太アイヌのエスノヒストリーの構築
 研究課題名（英文） The Studies of Ethno-history of Sakhalin Ainu in the period of Karafuto (20th century)
 研究代表者 田村 将人（TAMURA MASATO）
 北海道開拓記念館・学芸部・研究員
 研究者番号：60414140

研究成果の概要：

本研究課題では、日本の植民地樺太（1905～1945年）における樺太アイヌ社会の歴史叙述を目指した。従来のアイヌ史研究は北海道アイヌを対象とした叙述が主であり、日露国境紛争地域にあって言語文化を異にする樺太アイヌの歴史を明らかにすることは、現代のアイヌに対する認識に一石を投じるものと信じている。ロシア、日本、ソ連と統治者が変わる中で樺太アイヌ社会が漁業権の確保、集住化と首長、引揚げにどのように対応したかをテーマとして考察した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,000,000	0	1,000,000
2007年度	600,000	0	600,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	180,000	2,380,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文化人類学、文化人類学・民俗学

キーワード：エスノヒストリー、社会史、生活史、先住民政策、文化人類学

1. 研究開始当初の背景

（1）樺太庁が刊行した正史や逐次刊行物は、先住民政策の内容説明が簡易であり、年代には誤りがあるなど問題が多いが、現在でも研究者の多くが典拠として使用していることから克服すべき研究課題の一つである〔例えば『樺太庁施政三十年史』、樺太庁編、1936年〕。

（2）また、重要な民族誌として、知里真志

保と山本祐弘が共著で「樺太アイヌの生活」を著し、さらに大貫恵美子が1960年代に調査して「南サハリン北西海岸のアイヌ」（原著は英文、1973年）をまとめている〔いずれも『樺太自然民族の生活』、山本祐弘編、1979年所収〕。前者は1940年代に行われた聞き取りをもとに、後者は北海道に移住した一人の樺太アイヌ女性からの聞き取りをもとに生活全般がまとめられているが、樺太庁の先住民政策の影響を過小評価しているらしいが

ある。近年、テッサ・モーリス=鈴木がサハリン先住民について一章を割いて、ポストコロニアリズムの視点から概観しており非常に示唆的であるが、新たな知見は必ずしも多くない〔テッサ・モーリス=鈴木『辺境から眺める』、2000年〕。

(3) 現在、ロシア連邦サハリン州でもサハリン史研究が盛んであるが、日本語文献は活用されておらず、逆に日本の研究者はロシア語での成果を活用できていない反省点がある。したがって、両国での先行研究をふまえた上で、本研究での成果を日本とロシア両国で発表していき、サハリン史の中に先住民の歴史に関する新たな方向性を見出せると考え申請した。

2. 研究の目的

本研究課題では具体的に、日本帝国の植民地行政機関だった樺太庁が強制集住を意図して樺太アイヌに沿岸の免許制漁場を設定し、そこからの収益を先住民政策費とした経緯を明らかにした上で、樺太アイヌの漁業活動および社会を考察する。さらに、樺太アイヌが日本の戸籍を取得した経緯もあって、1945年以降、故地であるはずのサハリンをほぼ全員が離れたことは看過できない事象であり、樺太庁の政策が樺太アイヌ社会に大きな影響を及ぼした結果だと考えている。したがって、本研究は一民族集団の動向を左右した日本帝国統治期に焦点を当て、政策およびその影響について明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 文献資料調査

ロシア国立極東歴史文書館(ウラジオストク)において史料調査。19世紀末~20世紀初頭のロシア帝国領サハリンに関する公文書はこの文書館に収蔵されており、先住民関連法整備に関する簿冊を筆写した。

国内史料調査。『サガレン新聞』(東大明治新聞雑誌文庫所蔵)の閲覧およびマイクロフィルム化・データベース化。ある程度まとまって残存しているにもかかわらず利用されなかったため、今後の利便性を考えマイクロフィルム化し、先住民関連の記事を報告した。このほか、『樺太日日新聞』マイクロフィルムの閲覧・データベース化を行った。

(2) インタビュー調査

北海道在住の5名を対象としてインタビューを行ない、聞き起こしおよび整理を行った。

4. 研究成果

日本統治下のサハリン先住民をテーマとする場合、その前後のロシア帝国、ソ連との関係性、連続性を見る必要がある。これまでの研究、認識では日本とアイヌという対立軸の関係性しか意識されていなかったように思われる。樺太アイヌが1945年以降北海道に移住(「引揚げ」)したことを考えると、現代日本とアイヌの関係を考える上でサハリン(千島列島の北千島アイヌも同様)のアイヌの歴史を明らかにする必要がある。

本研究課題では、19世紀末~20世紀初頭のサハリン先住民に関するロシア帝国の地方行政の公文書を調査し、日本領時代の40年間に限ることで視野が狭まることをできるだけ回避するよう努めた。その結果、1905年以降の日本側の文献資料と合わせて、樺太アイヌの近代化に対する自発的ないくつかの動きを把握することができた。それぞれについて雑誌論文などで発表した。

(1) 研究の成果

漁業権

19世紀末、ロシア帝国は、サハリン南部沿岸の、日本人が多くを占めていた漁業権を自国民に優先するよう法改正した。これによって、ロシア国籍を有する樺太アイヌ4名が定置漁業権を獲得した。しかし、日露戦争後、同地が日本領になると、樺太アイヌを含むロシア帝国臣民の漁業権は没収された。この間、主に首長層は漁業権の確保に奔走したが、結局日本帝国(樺太庁)は「土人漁場」を設置し、個人的な権利は認めなかった。このことは良かれ悪しかれ近代化を志向したとしても、<無知蒙昧な土人>の枠にあてはめられ様々な活動に制限がつけられたことを意味する【成果 図書(2)】。

集住化と首長

20世紀の最初の約25年について、ロシア帝国領から日本帝国領に移行する過程において、首長がどのように統治者あるいは民族学者に認識されたかを整理した【成果 雑誌論文(3)】。また、樺太庁による集住化のプロセスと、集住を拒否あるいは受け入れた首長について考察した【成果 雑誌論文(4)】。さらに、当初日本国籍に編入されなかった樺太アイヌには民法、刑法が適用されず、首長が裁判権をもっていたため、その慣習法について記したこれまで知られていなかった史料を紹介した【成果 雑誌論文(2)】。

引揚げ

1945年のサハリンにおける日ソ戦によって植民地樺太の日本人は引揚げた。同時に、サハリン先住民である樺太アイヌほかニヴフやウイльтаも、故地であるはずのサハリンを離れて北海道に移住した。それ以前にも、日露、日ソ国境紛争のため、1875年樺太千島交換条約によって樺太アイヌ841名が北海道へ、1905年日露講和条約によって再びサハリンへ戻っている。しかし、1945年以降にほとんどすべての樺太アイヌが引揚げたことは日本の現在を考える上で看過できない事象だと考え、田村自身が行ったインタビューや既刊のインタビュー集を主な資料として考察した【成果 図書(1)】。

今後の課題として、日本帝国領時代の1930～40年代の樺太アイヌ社会の動向を把握することが残った。

(2) 文献資料調査の成果

このほか、本研究課題で利用したロシア国立極東歴史文書館(1943～1992年には中央国立極東文書館の名称でトムスクにあった)所蔵の「サハリン島軍務知事官房文書群」(РГИА ДВ Фонд 1133, Опись 1)について報告する。この文書群は、「1868、1874、1890～1920年のサハリン統治に関する文書」(整理中につき原則未公開、約5000件)と説明されている。この文書群にかかわる行政組織の変遷を整理する。まず、上位組織は次のようになる。

1884～1894年 東シベリア総督

1894～1917年 プリムール総督

また、サハリンに行政府が置かれた1884年以降ロシア帝国崩壊まで、この公文書群を残した主体には次のような変遷がある。

1884～1894年 サハリン島長官房

1894～1909年 サハリン島軍務知事官房

1909～1917年 サハリン州知事官房

次に、ロシア語によるサハリン関係文書の所在を確認する(未確認情報を含む)。

イゴリ・サヴェリエフによると、東シベリア総督関係は主にイルクーツク州国立文書館に、プリムール総督関係文書は主にロシア国立極東歴史文書館で所蔵されている(『移民と国家』御茶の水書房、2005年)という。

(参考: アナトーリー・T・クージン(著)岡奈津子、田中水絵(共訳)「行政区域の変遷」『沿海州・サハリン 近い昔の話 翻弄された朝鮮人の歴史』凱風社、1998年。)

また、サハリン州国立文書館が発行した『資料群のガイド』によると、同館には1925年以前のものとして、軍務知事官房、州刑務所長、管区警察、アレクサンドロフスキー郡民警、サハリン徒歩憲兵隊、教会などの文書が

収蔵されているが、大部分は1925年以降の文書である(Путеводитель по фондам.

Государственный Архив Сахалинской области, 1995.)

大まかに、帝政期のサハリン関係文書はロシア国立極東歴史文書館(あるいはイルクーツク州国立文書館)に、ソ連期以降はサハリン州国立文書館にあると考えて良さそうである。

さて、本研究課題でとくに調査したのは次の文書である。

「先住民関連法規作成に関するサハリン島軍務知事官房の文書」(1900/5/16～1904〔09年?月日空白〕年完結 Ф. 1133, Оп. 1, Д. 2031)

概略は次の通り。1899年にロシア内務省から辺境の行政府に先住民政策の見直しに関する達しが出され、翌1900年にサハリン島を管轄するプリムール総督からサハリン島軍務知事宛てに現状の調査依頼が下された。その後、サハリン島内の各管区や博物館とのやりとりが行われ、報告書は残されているが詳細な調査の結果ではない。1902年に及び、軍務知事が民族学者ピウスツキにおもに南部の樺太アイヌの実態調査を依頼し、ピウスツキは詳細な調査報告とともに先住民統治法案を作成し提出した。しかし、1905年の日露戦争サハリン戦を経て、日露講和条約により樺太アイヌが居住する北緯50度以南が日本に割譲されたため、この法案が実現されることはなかった。加えて、ロシア帝国末期の混乱から、サハリンで先住民政策が整備されることはなかったものと思われる。

今後、この公文書から必要と思われる個所を翻刻・翻訳し、紹介する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

(1) 田村将人、「中川小十郎宛て葛西猛千代書簡の樺太アイヌのストーリー(スキー)について」、『立命館百年史紀要』立命館百年史編纂委員会、査読無、第16号、(2008)17-30

(2) 田村将人、「二種類の『樺太土人旧慣調書』について」、『千葉大学 ユーラシア言語文化論集』、査読無、第10号、(2008)143-169

(3) 田村将人、「温存された首長の役割 樺太庁が任命した樺太アイヌの「土人部落総代」について」、『北海道・東北史研究』、

査読無、第4号、(2007)36-53

(4) 田村将人、「白浜における集住政策の意図と樺太アイヌの反応」、『北海道開拓記念館研究紀要』、査読無、第35号、(2007)87-100

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 2 件)

(1) 田村将人、不二出版、蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学をめざして』、(2008)463-502、

(2) 田村将人、北海道開拓記念館、『北方の資源をめぐる先住者と移住者の近現代史 - 2005-07年度調査報告 - 』、(2008)91-107

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田村 将人
北海道開拓記念館・学芸部・研究員
研究者番号：60414140

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者